

第4章 癒しの郷とくしま

第2節 癒しの郷とくしまの創造

1 現状と課題

(1) 都市公園

都市公園は、身近な緑の創出、レクリエーションやスポーツの場、都市災害における安全性の確保など様々な機能を有する施設です。

本県では、鳴門・大塚スポーツパーク、JAバンク蔵本公園など県営8公園を含め、257公園が開設しています。

平成26年度末における1人当たり都市公園等面積は、9.5m²/人となっており、全国平均10.2m²/人を下回る状況であり、都市における緑豊かで潤いのある生活環境の保全と創造を図るために、これまで以上に、都市公園の整備を推進する必要があります。

表4-2-1 県営公園の設置状況 (平成27年3月31日現在)

名称	所 在 地	供用面積 (ha)
J A バンク蔵本公園 (蔵本公園)	徳島市庄町	9.1
新町川公園	徳島市藍場町外	3.8
鳴門・大塚スポーツパーク (鳴門総合運動公園)	鳴門市撫養町立岩外	25.6
日峯大神子広域公園	徳島市大原町籠山外	65.8
文化の森総合公園	徳島市八万町向寺山外	28.7
鳴門ウチノ海総合公園	鳴門市鳴門町高島	22.5
月見ヶ丘海浜公園	板野郡松茂町豊岡	14.1
南部健康運動公園	阿南市桑野町桑野谷外	10.8
計		180.4

(2) 風致地区

風致地区は、都市における自然的環境を良好に保つために、樹林地、水辺等の自然的要素に富んだ地域等を都市計画法に基づき指定し、条例に基づき建築物その他工作物の建設や宅地造成、土地の開墾、建築物の色彩の変更、木材伐採等の行為に対し風致の維持のために規制を行っています。

(3) 景観形成

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定、景観計画区域の設定などが盛り込まれた景観法が平成16年度に制定されました。

本県では、良好な景観形成を促進し、観光や交流人口の増大等による地域の活性化につなげるため、この

法律の積極的な活用を進めています。

(4) 天然記念物

本県における国・県の指定件数は、動物13件、植物63件、地質・鉱物11件であり、また、市町村指定の天然記念物の数も140件を超えており、その範囲は広域にわたっているものもあり、今後の保護行政の在り方は自然環境保全と密接に関連した重要な課題となっています。

なお、県内各地に分布する国・県指定の天然記念物については、県内に配置されている16名の文化財巡視員による文化財パトロールが実施されています。

また、カモシカの分布・生息状況については、平成22年度から2か年計画で実施した特別調査の結果、前回(平成14・15年度実施)に比べ、カモシカの個体数は減少し、分布も剣山を中心にして四国東南部山岳地帯のかなり広い範囲に及んでいることが判明しました。なお、四国山地における現在の個体数は、千数百頭ほどと推定されています。



加茂の大クス



大歩危

国指定のものは文化財保護法により、また、県指定のものは文化財の保護に関する条例により守られています。天然記念物の周辺の開発や天然記念物に係る事業の施行に際しては、工事の施工方法等について、その保護・保存に配慮したものとなるよう関係機関と事前協議を行った上、現状変更の許可が必要です。

表4-2-2 天然記念物等数 (平成27年3月31日現在)

	国指定	県指定	計
天然記念物	地質・鉱物	4	7
	動物	10	3
	植物	11	52
	計	25	62
名勝・天然記念物	0	2	2

2 本県の取組

(1) 都市公園の整備等

住民の休息、レクリエーション、運動等に利用される「緑のオープンスペース」として、都市公園の整備を推進しています。

平成26年度においては、南海トラフ巨大地震に備え、都市公園の役割の一つである防災拠点機能の強化を図

るため、南部健康運動公園ほか2公園で整備を推進しました。

また、都市緑化に対する意識の向上を図るため、「暮らしの緑化推進」絵画コンクールの開催による普及啓発を進めているところです。



南部健康運動公園

(2) 風致地区

平成26年度末における県下の風致地区の指定状況及び平成26年度中の風致地区内における許可等の件数は表4-2-3のとおりとなっています。



日の峰大神子風致地区

表4-2-3 風致地区の指定状況 (平成27年3月31日現在)

都市名	風致地区 の名称	面積 (ha)	指定年月日	平成26年度 中の許可等 の件数		所管
				許可	届出	
徳島市	眉山	794	S46.10.15	5	1	県
	城山	21	"	0	0	"
	小松	25	"	2	0	"
	日の峰 大神子	182	"	0	0	"
小松島市	日の峰 大神子	78	"	1	0	"
	旗山 恩山寺	112	"	2	0	"
	金磯 弁財天	8	"	0	0	小松島市
	計	6	1,220	10	1	

※許可等の事務は、H27.4.1以降、各市へ権限移譲済み。

(3) 景観形成

景観法では、景観行政団体が景観行政を一元的に担うとされており、県では、地域のまちづくりを担う市町村が、景観行政団体になり、良好な景観形成が促進されるよう、支援しています。なお、景観法の施行とともに、県は自動的に景観行政団体となっています。

○平成26年度末時点の景観行政団体

徳島市、小松島市、美馬市、三好市、上勝町、那賀町、つるぎ町、東みよし町

(4) 天然記念物

補助事業としては、説明板や標柱の設置のほか、特に植物に関しては必要に応じて土壤改良や害虫駆除等の樹勢回復事業等を実施しています。

また、カモシカに関しては保護と食害防除の両立に向け、通常調査及び特別調査を実施しています。

3 今後の取組

(1) 都市公園の整備等

豊かな生活環境の保全と創造を図るために、都市公園等の整備を推進します。

(2) 風致地区

都市の自然を保全するとともに、付近の景観を重視し、これからも、調和のとれた風致の維持に取り組みます。

(3) 景観形成

良好な景観を形成するため、市町村における景観行政団体の拡大と景観計画の策定を促進します。

(4) 天然記念物

天然記念物の動植物の中には、生息・生育の状況が変化し、自然のままでは、良好な状態を保つことができないものがあります。その場合には、原因を明らかにした上で、積極的な保護の手をさしのべる必要があります。生育環境の改善や樹勢の回復、飼育・繁殖等の事業を進める必要があります。地質・鉱物についても風化や浸食から天然記念物を良好な状態に保つために、適切な保護が必要となります。

また、天然記念物は地域の自然と文化の結びつきを知るとしてもよい教材です。そこで、広く天然記念物の価値を認識してもらうための取組と、天然記念物の価値を次世代へと確実に伝え、さらに現代生活に活かすための取組が必要です。